

農業振興地域除外申請前の確認事項

農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項の規定に基づき、以下の要件のすべてを満たす場合に限り、農用地区域から除外できるものとされております。

○農振除外の 6 要件

1. 変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地以外に代替する土地がないと認められること（必要性・代替性）

○除外予定地が、除外理由の目的から見て、必要最小限の面積か（規模妥当性）

○除外後ただちに農用地以外等に利用する緊急性があるか（緊急性）

○農用地区域外の土地について選定検討したが、選定できない明確な理由があるか 等

2. 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと

3. 農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用への支障を及ぼすおそれがないと認められること

○農用地を細断することのない農用地区域の周辺部または集落介在か。

○効率的な農作業を行うための必要な農地の連たん性に影響がないか。

○日照・通風および雨水・汚水等の放流により農業への影響が生じないか。 等

4. 農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積への支障を及ぼすおそれがないと認められること

5. 農用地区域内の土地改良施設の有する機能への支障を及ぼすおそれがないこと

○ため池、防風林、かんがい排水施設、農道等の機能に支障を及ぼすおそれがないか。

6. 土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度から起算して 8 年経過していること

○確認事項

1. 建築基準法における確認（住宅を建てる場合）

道路の接道等の確認のため、下記機関にお問い合わせください。

◆茨城県県南県民センター（建築指導課）土浦市真鍋 5 丁目 1 7 番 2 6 号

土浦合同庁舎第 2 分庁舎 2 階 ☎ 0 2 9 - 8 2 2 - 8 5 1 9（建築グループ）

◆石岡市 建築住宅指導課

石岡市石岡一丁目 1 番地 1 ☎ 0 2 9 9 - 2 3 - 1 1 1 1（代）

2. 土地改良事業等の確認

土地改良区の受益地に該当している場合には、違約金が発生する場合があります。

※申請内容によって、その他必要とする書類の持参等をお願いする場合があります。

○注意事項

申請の委任は原則として行政書士に限らせていただきます。

（非行政書士による諸届行為の防止等の一環で、窓口で行政書士証票の提示を求めます。）